破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１１８号
千葉県君津市南子安６丁目20番32号　101、開始決定時の住所千葉県富津市二間塚1892番地８
破産者　吹田　安生
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１１９号
千葉県君津市南子安６丁目20番32号　101、開始決定時の住所千葉県富津市二間塚1892番地８
破産者　吹田　弘子
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１９９号
茨城県土浦市乙戸南１丁目21番18―１号
破産者　安齋　孝則
１　決定年月日　平成26年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１９号
千葉県木更津市高柳１丁目４番12号
破産者　佐々木　悟
１　決定年月日　平成26年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第６８号
兵庫県豊岡市日高町佐田403番地の１
破産者　坂本　夏代
１　決定年月日　平成26年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
佐賀県唐津市相賀772番地１　松風園
破産者　山田　瑛子
１　決定年月日　平成26年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第９８号
鹿児島県日置市日吉町吉利9152番地２
破産者　新冨　孝一
１　決定年月日　平成26年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１２５４号
札幌市厚別区厚別中央１条２丁目15番６号　ハイムコメット103号
破産者　佐藤　晴也
１　決定年月日　平成26年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５８号
茨城県稲敷郡美浦村大字茂呂1532番地１、前住所茨城県牛久市岡見町2103番地12
破産者　中野　広元
１　決定年月日　平成26年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第７８６号
名古屋市南区元柴田東町２丁目30番地　ファミール柴田Ｅ棟109号、従前の住所名古屋市南区豊田５丁目15番30号　忠道マンションＡ棟506号
破産者　市川　智也
１　決定年月日　平成26年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０７９号
愛知県瀬戸市上水野町853番地
破産者　宮原　昌二
１　決定年月日　平成26年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６３８号
愛知県春日井市春見町11番地５、従前の住所　愛知県春日井市春見町20番地４
破産者　永谷　史章
１　決定年月日　平成26年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０９９号
広島市中区舟入本町７番12―606号
破産者　髙橋　雄樹
１　決定年月日　平成26年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２６号
広島市東区中山鏡が丘12番９号
破産者　荒川　英延
１　決定年月日　平成26年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０６号
開始決定時の住所北海道旭川市豊岡４条９丁目２番３号
破産者　渡邊　和美
１　決定年月日　平成26年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６７号
北海道富良野市幸町６番22号　くまげらプレース２　203号
破産者　戸田　秀子（旧姓佐藤）
１　決定年月日　平成26年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０７号
青森県下北郡大間町大字奥戸字向町89番地61
破産者　能戸　　明
１　決定年月日　平成26年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１７号
青森県むつ市大平町23番11号
破産者　蝦名　礼子
１　決定年月日　平成26年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３１０号
岩手県北上市相去町蒼前森41番地33
破産者　柳澤　年廣
１　決定年月日　平成26年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部